

平成 15 年 12 月 9 日

正会員本社、各事業所代表者各位

(社)日本添乗サービス協会
事務局長 鈴木 毅

模倣品・海賊版の国内への流入に関する対応の徹底について

海外におけるコピー商品の購入については、日頃所属添乗員に対し禁止の旨を伝えるよう徹底をされていることと思いますが、近年件数が急増しているところから、この度国土交通省より指導を再徹底するよう依頼がありました。

海外に出かけた旅行者が現地で購入したコピー商品は、商標権や著作権の侵害にあたるため、関税定率法により日本に持ち込めないこと、また、持ち込もうとする場合は税関で没収されること、さらに関税法ではコピー商品と知って持ち込もうとした場合は 5 年以下の懲役、若しくは 5 百万円以下の罰金が課せられることもあることを、添乗員として旅行者に対して一層の注意喚起及び周知を行うことが求められています。

更に旅行先の契約機関の現地係員や旅行客に同行する添乗員がコピー商品の販売に関与することのないよう指導することも併せて通達されています。

正会員各位におかれましては、所属の添乗員の方々へ連絡事項が発生した時に合わせて上記趣旨を再度徹底するようにお願いいたします。

添付：財務省等から発せられた指導依頼書
日経新聞夕刊記事




以上



平成 15 年 12 月 2 日

国土交通省総合政策局観光部
旅行振興課長 田端 浩 殿

財務省関税局業務課長
経済産業省経済産業政策局
知的財産政策室長
特許庁総務部国際課長

塚越保祐 
小宮義則 
櫻井 孝 

旅行業界等に対する指導依頼について

近年、国内外において、いわゆる「偽ブランド品」を始めとする模倣品や海賊版といった知的財産権侵害物品が流通し、これによる被害が増大しております。これは、故意に模倣品等を製造、販売等する者が後を絶たないためと考えられますが、他方で、消費者が知的財産権保護の重要性に対する認識不足から、模倣品等を安易に購入しているという実態もその一因ではないかと言われております。

本年 7 月には、知的財産戦略本部において「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」が決定され、「知的財産立国」の実現に向け、様々な取組が行われております。この推進計画においては、模倣品等に対する水際及び国内での取締りを強化すべきことも盛り込まれており、政府全体として模倣品等への対策を講じることが喫緊の課題となっております。

従来から、特許庁や税関においては、消費者や海外旅行者に対し、模倣品等を購入しないよう啓発活動を行っており、加えて、本年 11 月には、関係省庁が協力し「模倣品・海賊版撲滅キャンペーン」を行うなど取組の強化に努めているところです。

しかしながら、最近においても、旅行者が模倣品等を海外で購入しその輸入を税関において差し止められる事例が後を絶たないのが実情です。

このような状況に鑑み、海外旅行者に対する一層の啓発活動を行うことが重要であり、従来の取組に加え、旅行業者が海外旅行者に対し模倣品等を購入しないよう、また、旅行業者が模倣品等の販売に直接又は間接に関与することの

ないよう注意喚起することが必要です。このような取組は、知的財産権を保護するばかりではなく、海外旅行者自身の被害を防止する観点からも重要であります。

つきましては、上記のような知的財産権を巡る諸状況を御賢察の上、貴課の監督下にある旅行業界その他の関係団体に対し、海外旅行者が模倣品等を国内に持ち込まないことについて、一層の注意喚起及び周知徹底を行っていただくよう、よろしく願いいたします。

ブランドのコピー商品 海外で購入

「土産物気分」代償大きく

成田空港で持ち込みを差し止められた有名ブランドのコピー商品が増えている。税関が旅行者に任意放棄させたアクセサリーやカバンなどのコピー商品の量は今年一九月の間で、前年の同時期に比べ約二・二倍に達している。お土産にしようと軽い気持ちで買ってくる旅行者が自立つといい、東京税関成田支署は「輸入禁制品なので買ってこないように」と旅行者に自制を呼びかけている。



成田税関で没収された有名ブランドのコピー商品
(成田空港)

成田税関 1-9月 任意放棄 2.2倍

東京税関成田支署で、今年一九月までに任意放棄させたコピー商品数は約一万三千点。すでに二〇〇〇年の一年分に匹敵する量になっている。コピー商品の購入地は台湾、香港、韓国の三カ国・地域が九割を占め、残りはタイなど東南アジア諸国など。欧米諸国はほぼゼロだという。持ち込む量はネットクレスやピアス類だと一人二十点、カバンは数点程度が多い。

同支署によると、入国時の手荷物検査で買ってきた品物がコピー商品だから持ち込めないと指摘されると「知らなかった」「なぜ取り上げられるのか」と言い返す旅行者が大半だという。中には土産物はこれしかないから見逃して」と税関職員には併科」と定められている。ただ、旅行者が「知らなかった」と主張し、見つかったコピー商品が少量の場合、自発的に所有権を放棄すれば罪を問わない。任意放棄書に住所、氏名、持ち込もうとした商品などを記入する必要はある。

同支署によると、入国時の手荷物検査で買ってきた品物がコピー商品だから持ち込めないと指摘されると「知らなかった」「なぜ取り上げられるのか」と言い返す旅行者が大半だという。中には土産物はこれしかないから見逃して」と税関職員には併科」と定められている。ただ、旅行者が「知らなかった」と主張し、見つかったコピー商品が少量の場合、自発的に所有権を放棄すれば罪を問わない。任意放棄書に住所、氏名、持ち込もうとした商品などを記入する必要はある。

頼み込む人もいる。また、「一度税関で放棄せられたら懲りるのか、再度持ち込もうとする人はほとんどいない」と(同支署)という。

同支署は、現地のツアーガイドがコピー商品を売る店に旅行者を「見るだけ」などと言って案内し買わせるケースもあるといい、こうしたことがコピー商品持ち込み急増の要因とみている。また「コピー商品が出回るのが早くなっているのも増加の一因では」とも分析。今年には本物のブランド商品が日本で売り出される前にコピー商品が税関で見つかったこともある。日本国内でのコピー商品の流通防止に取り組んでいる日本関税協会知的財産情報センターは「コピー商品を買うことは正

当な経済活動を妨げ、知的財産権の侵害になる」と訴えている。